

介護予防通所型サービス

重要事項説明書

あなた(利用者)が当事業所の提供する第1号通所事業のサービスを利用される前に、当事業者が説明すべき重要事項及びその交付する書面は、次のとおりです。

1. 施設経営法人

- ・ 事業所の名称 社会福祉法人 愛和会
- ・ 法人所在地 〒561-0872
大阪府豊中市寺内1丁目1-10
- ・ 代表者氏名 高岡 秀幸
- ・ 設立年月日 平成12年10月1日
- ・ 電話番号 06-6866-2341
- ・ FAX番号 06-6866-2950

2. ご利用施設

- ・ サービスの種類 第1号通所事業
- 事業所番号 2871100562
- ・ 事業所の名称 宝塚あいわ苑デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 〒665-0874
宝塚市中筋2丁目10-18
- ・ 管理者 河内 亮徳
- ・ 電話番号 **0797-80-4165**
- ・ FAX番号 **0797-80-4111**
- ・ 指定年月日 平成12年10月1日指定
- ・ 通常の事業の実施地域 宝塚市・川西市・伊丹市

3. 施設の概要

敷地および建物

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
- 延べ床面積 4,879.93 m²

4. 施設の目的

利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

5. 施設の運営方針

介護保険法その他関係法令、利用契約の定めに基づき、利用者の介護予防を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、目標を設定し、計画的に、常にサービスの質の改善を図りながら、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。

6. サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:45～16:45

ただし、12月31日～1月3日までは休業とする。

7. 事務所窓口の営業及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:00

土・日・祝・年末年始を除く

8. 主な職種の勤務体制

2024.9.1現在

職種	常勤換算	指定基準
管理者	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	13名	8名
看護職員	1名	1名
機能訓練指導員	2名	1名
管理栄養士	1名	1名

※上記以上の配置・増員の場合もあります。

9. 主な食種の勤務体制

職種	勤務体制
介護職員	8:15～16:45
看護職員	8:30～17:00
機能訓練指導員	8:30～17:00
生活相談員	8:15～16:45

※送迎時間により前後する場合があります。

10. 主な職種の業務内容

生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	利用者の日常生活上の介護と健康管理、並びに健康保持のための相談・助言を行います。
看護職員	おもに利用者の健康管理、療養上の看護を行うとともに、日常生活上の介護を行います。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を担当します。
管理栄養士	食事の栄養管理、利用者の栄養評価を行います。
ケアアシスタント	利用者の直接介護以外の周辺業務、介護職員・看護職員・機能訓練指導員の補助を行います。

11. 当施設が提供するサービス

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

① 送迎

利用者の当日の心身の状況や生活環境等に合わせ、利用者・家族に確認した上で安全な送迎を行います。

② 入浴

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑤ 健康管理

医師や看護職員及び介護職員が健康管理を行います。

12. サービス利用料金（1日あたり）

○別表の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食費の合計金額をお支払い下さい。

○ 利用料金を変更する際は、ご利用者もしくはご家族にその旨を説明のうえ、同意をいただきます。また保険適用外部分について変更する場合は、1か月以上前に文書で連絡いたします。

1 3. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

1 4. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	宝塚市立病院
所在地	宝塚市小浜 4 丁目 5 - 1

1 5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

- (1) 契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立、要介護と判定された場合
- ③ **ご利用者が施設入所した場合（介護福祉施設等）**
- ④ 施設が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 施設から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(2) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険適用部分の利用料金の変更に同意できない場合
- ② 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ③ 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ④ 利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ⑤ 利用者の「介護予防居宅サービス計画」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑥ 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑦ 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑧ 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑨ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、
- ② 故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③ 利用者による、サービス料金の支払いが3ヵ月以上延滞し、催告にもかかわらず、**1ヵ月**以上これが支払われない場合。
- ④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑤ 利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(4) 契約の一部が解約または解除された場合

契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(5) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

16. サービス提供にあたって

施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮する義務を負います。当施設では、利用者に対するサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者の請求に応じて閲覧していただきます。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束を最小限行なう場合があります。
- ⑥ 利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、研修等を通じて従業者の人権意識・知識・技術の向上に努めます。また、支援の体制を整えます。
- ⑦ 利用者へのサービス提供時において、利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑧ 施設及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または、ご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
- ⑨ 利用者へ医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑩ 利用者との契約終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。

17. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又は僅かな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者へ自己負担にて相当の代価を支払っていただくことがあります。
- 施設職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、

- 営利活動、勧誘等を行うことはできません。
- ペットの持ち込みはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

18. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

19. 暴力団の排除について

事業者は事業活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資する事のないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

20. 介護職員等による喀痰吸引等の実施について

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施します。
- 喀痰吸引等行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示を受け(6ヶ月に1回)、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行います。
- 喀痰吸引等行為を必要とする方の個々の状況及び医師の指示を踏まえて、喀痰吸引等行為の実施内容等を記載した計画書を対象者ごとに作成し(6ヶ月に1回)、その計画書の内容についてご利用者またはそのご家族に説明し、同意を得たうえで業務を行います。また、喀痰吸引等行為の業務の手順等について定期的に見直しを行い、変更があればその都度対象者またはそのご家族に説明し、同意を得ます。
- 安全確保のため、定期的に医師・看護師、介護職員、相談員等で構成する委員会を開催し、定期的に職員研修を実施します。

21. 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表

事業者は少なくとも年1回以上、提供する指定通所介護の質の評価を行ない、常にその改善を図ることとし、評価の結果を公表するものとする。

2 2. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

苦情受付責任者 管理者 河内 亮徳
苦情受付担当者 生活相談員 細見 拓朗

○受付時間 8：30 ～ 17：00
(土・日・祝・年末年始を除く)

※尚、当施設では第三者委員会を設置しており、中立の立場で皆様のご相談に応じています。第三者委員会へのご相談、申し立てがございましたら、上記窓口までお申し出下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 受付時間 9：00～17：15 月曜～金曜
宝塚市役所 介護保健課	所在地 宝塚市東洋町1番1号 電話番号 (0797) 77-2136 FAX番号 (0797) 71-1355 受付時間 9：00～17：00 月曜～金曜

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を
年 月 日に行いました。

説明者氏名

重要事項説明同意書

(通所サービス)

年 月 日

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名

私は、利用者が施設から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者に代わって署名を代行致します。

署名代行者

住所

氏名

(利用者との関係)

宝塚あいわ苑デイサービスセンター 利用料金一覧表 【要支援】

負担割合		1 割		2 割		3 割	
要介護度		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
基本料	保険負担分	1,786 円	3,662 円	3,572 円	7,324 円	5,358 円	10,986 円
加算	運動機能向上加算	241 円	241 円	482 円	482 円	723 円	723 円
	生活機能向上連携加算	107 円	107 円	214 円	214 円	321 円	321 円
	栄養アセスメント加算	54 円	54 円	108 円	108 円	162 円	162 円
	科学的介護推進体制加算	43 円	43 円	86 円	86 円	129 円	129 円
	サービス提供体制加算	94 円	188 円	188 円	376 円	282 円	564 円
実 費	日常生活品費 50円/回	200 円	400 円	200 円	400 円	200 円	400 円
	食材費 860円/回	3,440 円	6,880 円	3,440 円	6,880 円	3,440 円	6,880 円
利用料金(1ヵ月)		5,965 円	11,575 円	8,290 円	15,870 円	10,615 円	20,165 円

加算 (1ヶ月 毎)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計額の9.2%
------------------	----------------	----------

※実費の日常生活品費・食材費は要支援1は4回分・要支援2は8回分の利用料を記載しています。

サービス利用料金に含まれる加算の算定条件は以下の通りです。

- ① 運動機能向上加算
看護師等が他職種と共同して、利用者の運動器機能の向上に係る個別計画を立案し、この計画に基づく適切なリハビリを実施した場合に、加算されます。
- ② 生活機能向上連携加算Ⅱ
訪問リハビリテーションのセラピストと連携して個別機能訓練計画書の策定や助言を行う場合、算定されます。
- ③ 栄養アセスメント加算
管理栄養士を1名配置し、利用者ごとに管理栄養士、看護師などが栄養アセスメントを実施、報告します。また、LIFEへ情報提供した場合、加算されます。
- ④ 科学的介護推進体制加算
ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の症状、その他心身の状況をLIFEへ情報提供し、必要に応じて計画を見直す等を行った場合、加算されます。
- ⑤ サービス提供体制加算
介護福祉士の占める割合が100分の70以上である場合か、勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上である場合、加算されます。

※LIFE(Long-term care Information system For Evidence)とは、2021年度より新たに運用される国の新たなデータベースのことです。